

教文研だより

題字・宮島 肇



CONTENTS

長期欠席の子どもに対して、教員だからできること ——家庭で普通教育をうけられるホームスクール制度から考える

東北大学特任研究員／日本学術振興会特別研究員PD
宮口 誠矢

神奈川県教育文化研究所（県教文研）のカリキュラム総合改革委員会は、学校・子どもの教育課題について県内教職員と、教育研究者・関係者が協議をし、発信しています。この間、民主教育と文化を確立するため、県内外の教育課題の課題解決に向け、共に考え、学ぶための情報発信に努めてきました。

文科省は10月29日に、2024年度の児童生徒の問題行動に関する調査結果を公表しました。調査結果では、小中学校における長期欠席者数は493,440人（前年度460,648人）でした。そのうち不登校児童生徒数は併せて353,970人（前年度346,482人）で過去最多となり、12年連続で増加しています。増加率は小学校が5.6%（前年度24.0%）、中学校は0.1%（前年度11.4%）、小・中学校全体が2.2%（前年度15.9%）と前年度から低下していますが、不登校児童生徒数が増え続けている事実には変わりはありません。

県教文研カリキュラム総合改革委員で東北大学特任研究員／日本学術振興会特別研究員PDの宮口誠矢さんは、不登校児童生徒が含まれる長期欠席者の学びを保障する場として、アメリカで広く受け入れられている「ホームスクール」の活用を提案されています。今回の教文研だよりでは、「ホームスクール」について寄稿していただきました。



*宮島肇先生(題字):初代1981～1984年神奈川県教育文化研究所所長・研究評議員

神奈川県教育文化研究所

長期欠席の子どもに対して、教員だからできること
——家庭で普通教育をうけられるホームスクール
制度から考える

宮口誠矢

はじめに

長期欠席の子どもには、どう対応すべきだろうか。どこまで対応できるだろうか。なかでも連続して欠席し続ける子どもに対して、学校教員ができることは限られている。それは必要な人員の配置や仕組の整備が、きわめて不十分だからである。

学校では保護者に連絡を取ったり、放課後に面談をしたり、個別の支援計画を立てたり、時にはスクールカウンセラーの予約を取ったり、スクールソーシャルワーカーや医療機関につなげたり、家庭訪問をしたり、生徒間の問題が判明すれば指導を行ったりして、個別の事情に即した対応がなされている。学習面では、登校した際の授業に加え、欠席していた期間に行った授業プリントや配布物の手渡し、家で取り組んだ課題の採点、自治体や学校によっては、オンラインでの学習支援や授業配信を行っているところもある。

このような対応をする中で、もしその子にとって学校が最適な環境でないと思われる場合でも、学校の外でその子に合った教育機会を見つけることは難しい。学校外で教育を受けられるよう保障する仕組を、私たち大人が用意してこなかったからである。

もちろん、フリースクールなどを利用できる地域や、学校内で不登校児童生徒が過ごせる場所を設けている学校もある。ただ、その多くは「安心して過ごせる居場所の確保」という側面が大きい。そのため、教育をうけるための積極的な選択肢にはなりづらい。原則として不登校であること、つまり年間30日以上休んでいることが利用条件となっている支援も多い。

これがなぜ問題か。それは「学校を休まざるを得ないような状況になってから利用される支援」を拡大したとしても、それと同時に「精神的に苦しい状況に追い込まれる前に選べる学校外教育機会」を用意しない限り、追い込まれる子どもが多く生まれ続ける状況を変えられないからである。

より多くの子どもが安心できる環境で教育をうけられる正規の教育機会を学校外でも用意すること。これは、長らく課題でありながら、実現してこなかった^(注1)。学校外で普通教育をうける仕組としてはどのようなものが考えられるのか、ほとんどの人がよく知らないという日本の状況では、しばしば偏見や懸念が先行し、建設的な議論を進めることが難しい。しかし、そこには意外な可能性も秘められている。

ここでは、家庭で普通教育をうけられるホームスクール制度を取り上げ、米国での先例を手がかりにして

「学校外で学ぶ子どもに教員が果たしうる役割」という観点から、その可能性を探ってみたい。

1 ホームスクールとは何か

ホームスクールについてある程度具体的なイメージがもてるよう、ホームスクール自体の説明も簡単にしておきたい。

ここでいうホームスクールとは、親が子どもに普通教育を提供できる教育機会である。ホームスクールではあるが、学校と全く同じカリキュラムを使うわけではない。小学校段階の一例としては、午前中に教科書や教材を使いながら教科学習を行い、自分のペースで進められるので比較的早く一日分の学習内容が終わり、午後や夕方からは習い事をしたり、図書館に行ったり、家族で過ごしたり、友達と遊んだりするというパターンがある。また、ホームスクールという名前にもかかわらず、後でみるように、必ずしも家庭の中だけで完結するものではない。ホームスクールは米国の社会で広く受け入れられており、日中に学齢期の子どもが外を歩きづらいうような状況ではない。

子どもが学校に行けなくなりホームスクールを「やむを得ず行う」という事例は少なく、子どもの事情や学校の状況、親の信条などを踏まえて「親が積極的に選択する」ことが一般的である。この点でも、日米の文脈は大きく異なる。

子どもの学力や社会性については、学校とホームスクールのいずれが優れているとも、一概には言えない。信頼できる調査研究では、それを断言できるほどの差が認められないからである(優劣を断言するものがSNSで散見されるが、誤情報である)。

全米調査によれば、ホームスクール家庭の大多数がふたり親、かつ一方のみ就労している世帯である。これは、少なくとも一人の大人がホームスクールに多くの時間を割かなければならないことを示唆している。また、ホームスクールは、準貧困世帯で最も多く行われており、次いで貧困世帯、非貧困世帯に多い。親同士の協力や、民間団体による支援、図書館などの公的施設の利用が一般的に行われており、ウェブ上ではホームスクール向けの多種多様な教材やサービスが安価で購入できる。

つまり相応の時間は必要だが、種々の支援があれば、多額の費用はかからないというのが、米国の実態が示すホームスクールの特徴である。

2 ホームスクールと教員の関わり

——二重在籍と支援教員

このような説明を読んで、果たしてホームスクールに教員の出る幕があるのかと疑問に思われるかもしれ

ない。たしかに制度によっては、教員とホームスクールの接点は全く生まれない。しかし、支援の充実した制度では、学校教員やホームスクール支援担当の教員が、むしろ大きな役割を果たしうる。

米国では州によって教育制度が異なるが、最も充実した支援制度を設けているアイオワ州の例を見よう。同州では、学校とホームスクールの両方に在籍(二重在籍)させることを保護者が選択すれば、子どもは学校の授業を受けたり、部活動に参加したりすることができる。そのうえ、教員免許をもち、教育委員会から派遣される「ホームスクール支援教員」から、助言や支援をうけることもできる。

4人の子どもをホームスクールで育てた母親の証言からは、支援教員や学校教員が、ホームスクールを行ううえで重要な存在となっていたことがうかがえる。

私はいつも、アイオワのホームスクール制度で本当によかったと思っていました。学校とホームスクールに二重在籍すれば、学校は補助金をもらえ、子どもたちは教科書や授業、課外活動やテストを利用することができます。知り合いのホームスクール利用者のほとんどは二重在籍を選択し、学校図書館を利用し、校外学習、スポーツ、そして合唱やスピーチ、演劇といった課外活動にも参加していました。

私たちの支援教員は素晴らしく、子どもたちは彼女と会うことを望んでいました。支援教員は適当な教科書を入手できるよう手助けしてくれらるとともに、数多くの本を貸してくれました。子どもたちは、何年もの時間を通して彼女との関係を築き、彼女は、ホームスクールが終了した今でも彼らのことを気にかけてくれています。学習上の困難があった時には、有益な助言をしてくれそうな学校教員を紹介してくれたこともありました。

最終的に彼らは大学に進学し、在学中の子は順調に卒業に向かっています。アイオワの優れたホームスクール制度がなければ、私の子どもたちが今いる場所にたどり着くことはなかったでしょう(注2)。

アイオワ州のような支援的な仕組みであれば、学校外教育を選択した子どもであっても、困難に直面した際に助言をうけたり、多くの本や音楽に触れたり、保護者が独力で用意できないような幅広い教育機会や経験を得たりすることができる。これらは、学校教員や支援教員がいなければ、成立しない。

この他に、たしかに学習成果(学業上の進捗)を求める数少ない州の中には、テストによる学力評価に代えて、教員免許保有者や私立学校教員による学習成果物(ポートフォリオ)の評価を選択できる州もある。またハワイ州は、米国で唯一、地元の公立学校に年次進捗報告書を提出するようホームスクール家庭に義務づけており、十分な進捗があるかを校長が判断するよう定めている(注3)。

このように、米国のいくつかの州に目を向けてみると、教育提供、学習評価、助言などを通して、教員にはホームスクールと関わる機会がある。

3 日本の制度のどこを「変えるべきでない」か ——全員が学校に在籍する仕組み

アイオワのように充実した支援を設けている州は未だ珍しいというのが米国の現状である。しかし、「積極的に選択する」営みである米国のホームスクールと異なり、不登校など「やむを得ない理由で選ばれる」学校外教育も多くなることが予想される日本では、このように充実した支援を制度化することが重要となる。放任的な仕組みにすれば、時間や能力に恵まれた親をもつ子どもしかホームスクールを十分に活用できなくなり、学校からもホームスクールからも取り残される子どもが、多く生まれるおそれがあるからである。では、米国の仕組みを参考にして、日本の現行制度は、どこをどう変えられるだろうか。これについては、実効的に教育を保障できるような規制と支援を盛り込む形で「正規の学校外教育」を認めることが必要であり、具体的な制度は、先ほど言及したものを含め、米国の多様な仕組みを手がかりに検討していくことができる(注4)。

ここで考えたいのは、何を「変えるべきではないか」である。結論からいえば、学齢期の子ども全員を学校に在籍させる仕組みは、変えるべきでないと思われる。つまり、「正規の学校外教育」をうける子どもを含め、全員が学校に籍を置く仕組みが望ましい。

これまで日本では、「学校から正規の教育をうける」しかない従来の制度(就学義務制)を続けるか、「学校から離籍して学校外で教育をうける」こともできる新たな制度(教育義務制)に転換するかという二者択一の枠組で論じられてきた。そのため、これは突拍子もないアイデアだと思われるかもしれない。しかし、実は日本での導入は容易である。なぜなら、すでに日本では、一切通学しなくても進級、卒業する慣行が確立しており、「在籍が義務づけられているものの出席は任意」の制度(在籍義務制と呼ぼう)にきわめて近い仕組みになっているからである。任意に出席できるとなると、特定の授業にしか出席しない事例や、断続的にしか出席しない事例、突発的に登校する事例も生じうるが、これらの

事例への対応は、今すでに不登校対応として行うことが想定されているものであり、実際に行われてきたものである。そのため、現場の教員の仕事内容や負担も、大きくは変わらないはずである。

「在籍義務制」にすることで、子どもはいつでも、必要に応じて学校で部分的に教育を受けたり、支援を受けたりすることができる。「全員在籍」の仕組みをもたない米国では、学校とホームスクールの二重在籍を認めない地域があり、認めている地域でも、親が二重在籍を選択しないことで子どもが教育を満足に得られない事例が少なからず存在する。

また、全員在籍の仕組みにするかどうかは、学校外の子どもの利益にだけ関わる話ではない。各学校に必ず配置しなければならない教員の数は、各学年のクラス数などに応じて決まっており、クラス数は各学年の児童生徒の数によって決まる。そのため、一部の児童生徒が学校から離籍すれば、クラス数が減少し、配置される教員の数も減る。それにより、教員一人が担う校務分掌の数は増え、場合によっては授業の持ちコマ数も増える。業務負担の増加は、ただでさえ多忙で、期待される多くの役割を果たすのに必要な人員や時間が確保されていない学校現場において、教員の働き方に小さくない負の影響をもたらすとともに、授業を含む教育活動の質にも影響が及ぶと考えられる。

学校外教育制度のあり方は、教員のワーク・ライフ・バランスや、学校で学ぶ子どもたちの教育にも関わる。この点からも、学校教員は、学校外教育と無関係ではいられない。

おわりに

—教員が長期欠席の子どもに向き合うことの意義

将来的に「正規の学校外教育」を制度化するとしても、長期欠席の子どもの学びを見取り、支えようとする学校教員の努力は、それ以降に無用のものとして消え去るわけではない。制度の内容によっては、むしろそのような役割を教員が担い続けることで、学校外を拠点に学ぶ子どもたちの教育がより充実し、彼らの人生の道はより広く切り開かれていく。

さらに、米国でそうであるように、ホームスクールなどの「正規の学校外教育」を認めても、長期欠席はなくなる。たとえば、先にみたように、ホームスクールであればひとり親家庭など、そのような教育機会を選ぶことが難しい家庭は、やはり存在するからである。

こうして、学校外の教育機会を拡充したとしても、あるいは拡充するがゆえに、「学校に継続的に出席しない子どもたち」に学校教員が果たす役割は重要であり続ける。そこにも、学校教員の存在意義の一つが見出されるはずである。

もしも学校の先生やカウンセラーと関わることができていたら、どうなっていたら。子どもの課題を見抜く専門性をもつ大人が身近にもっといたなら、私の苦しみに、誰かが気付いてくれたのではないかな——今はそう思うことがあります。

私の親は、決して悪い人たちではありません。私のために一生懸命尽くしてくれました。私を心から愛してくれました。でも、私たちの誰もがそうであるように、親も不完全な存在であり、一人で子育てを担うなんてことは、できっこないのです。

——あるホームスクール経験者の語り^(注5)

注

(注1) 長期欠席をめぐる政策について語られるとき、教育機会確保法(正式名称:義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)が大きな転機として挙げられることが多い。同法は「休養の必要性」や不登校の子どもが学校外で行う「多様で適切な学習活動の重要性」に言及している。これにより、「休養」や「学校外教育」への認識が変わったという教育関係者もいるであろうし、心身の調子が優れない場合などに休みやすくなった子どもたちもいるであろう。また、自治体レベルでのフリースクール等への支援は、同法の成立を機に加速しているようにみえる。しかし、これらは「事実上の効果」であって、仕組み自体が変わったわけではない。同法は基本的に、これまで文科省が進めてきた施策の一部を法律レベルで追認したに過ぎないからである。そうして、教育政策の核をなす「教育保障」のための手立ては、依然として整備されていない。

(注2) ホームスクール関連団体(Coalition for Responsible Home Education)のウェブサイトより(<https://responsiblehomeschooling.org/jackie-cordons-story/>)。文意を変えない範囲で元の文章を中略、修正した部分がある。注5についても同様である。

(注3) なお、大多数の州では、学習成果の提出を求めない放任的な仕組みが取られている。

(注4) 詳しくは、宮口誠矢(2020)「就学義務制の再考」『日本型公教育の再検討』岩波書店、39-62頁を参照。

(注5) 注2と同じ団体のウェブサイトより(<https://crhe.org/w-s-hunter-parents-are-flawed-people-like-all-of-us/>)。

「教文研だより」のバックナンバーは、

神奈川県教育文化研究所のホームページに掲載しています。

URL:<https://kanagawa-kyobunken.com/>

